

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年10月17日

【会社名】 株式会社やすらぎ

【英訳名】 YASURAGI CO., LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 須田 忠雄

【本店の所在の場所】 群馬県桐生市美原町4番2号  
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は以下の場所で行っております。)

【最寄りの連絡場所】 群馬県桐生市琴平町3番12号

【電話番号】 0277 (20) 7400

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 船田 啓

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目3番17号)  
株式会社やすらぎ川口支店  
(埼玉県川口市北園町47番16号)  
株式会社やすらぎ東京本部  
(東京都中央区八丁堀3丁目27番4号)  
株式会社やすらぎ岡崎支店  
(愛知県岡崎市日名中町18番35号)  
株式会社やすらぎ神戸支店  
(兵庫県神戸市西区玉津町新方338番地1)  
株式会社やすらぎ千葉支店  
(千葉県千葉市中央区本町一丁目10番9号)  
株式会社やすらぎ厚木支店  
(神奈川県厚木市戸田字沖219番2号)  
株式会社やすらぎ大阪支店  
(大阪府摂津市三島三丁目16番52号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成18年10月16日開催の当社取締役会において、欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除きます。）において募集する2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、平成18年10月16日付で証券取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき臨時報告書を提出しました。その後、上記取締役会において未確定であった事項の一部が確定いたしましたので、証券取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。なお、訂正部分は下線で記載したとおりです。

## 2【訂正内容】

ロ 本新株予約権付社債に関する事項

(ix) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額（出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法）

（訂正前）

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「転換価額」という。）は、当初、当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、本新株予約権付社債に係る条件決定の日（2006年10月16日から2006年10月17日（いずれも東京時間）までの間のいずれかの日とする。）の本取引所における当社普通株式の終値以上の価額で、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。

（訂正後）

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「転換価額」という。）は、当初、1,890円とする。

以 上